

第6回 川口市庁舎建設審議会 議事要旨

日時：平成25年5月10日(金) 15:00～16:50

場所：川口市役所 鳩ヶ谷庁舎 大会議室

出席者：委員名簿の通り（欠席者 1名）

（概要）

- 「川口市新庁舎建設地選定のための評価の視点（案）」について、広く市民から意見をいただくパブリック・コメントの枠組と、そのための公表資料について審議がなされた。
- パブリック・コメントにおいて、職員を意見聴取の対象とするか否かという議論がなされたが、今回実施予定のパブリック・コメントはあくまで「本庁舎敷地及び市民会館敷地」、及び「SKIPシティC街区敷地」の2候補地を選定する際の判断軸・視点の妥当性を広く市民に伺う機会であり、行政の職務遂行力向上のためにも職員からの意見を排除する必要はないと確認され、職員も意見聴取の対象とすることとなった。
- パブリック・コメントで意見聴取の対象外となる意見（新庁舎に求める機能、建設規模等）が寄せられた場合は、次回審議会にその内容を報告するとともに、審議会答申後、検討予定の基本構想などの場において、これらの意見が分かるように伝えていくこととなった。
- 「1）住民の利便性」において、来庁手段は「自家用車」、「自転車」、「徒歩のみ」に加えて、「バス」、「電車」、「バイク」、「その他」の利用比率を明記することとなった。また、「鉄道駅からの近接性は相対的に重要度が低く」という文言は削除することとなった。
- 「2）防災拠点性」において、建物被害危険度や浸水時の深さ等のもととなる数値の資料については、その出典を明記することとなった。
- 「3）周辺環境への影響」において、「本庁舎が移転した場合、川口駅前、本庁舎周辺商業等の『一部に』経済的な影響が及ぶ」の表現を、「本庁舎が移転した場合、川口駅前、本庁舎周辺商業等に『相当な』経済的な影響が生じる」と修正することとなった。
- 「その他の共通事項」の一行目については、基本構想での検討事項として「市役所機能のあり方」、「建設コスト」に加えて、「必要な延床面積」の文言も追記することとなった。
- 次回は、7月23日(火)の午後2時から朝日環境センター・リサイクルプラザ棟4階の研修室にて開催することとし、パブリック・コメントのとりまとめ結果の報告、議論後、会長・副会長からこれを踏まえた答申試案が示され、これについて議論をすることとなった。

(審議内容)

会長

ただいまより、第 6 回川口市庁舎建設審議会を開会いたします。
本日の出席委員は、過半数を超えていますので、「川口市庁舎建設審議会条例」第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立しております。

それでは議事に入りたいと思います。

最初にお断りしておきますが、先程、事務局から話がありましたように、議題の順番を(1)はそのままに、(2)と(3)を入れ替えて、(2)が実質的な内容ですが、(3)ではパブリック・コメントの全体の枠組みの話がありまして、意見をいただくための参考資料となっていますので、順番を入れ替えた方が良いと考えました、私からお願いして変更しましたので宜しくお願いします。

それでは、議事の順に従いまして、議題(1)の「第 5 回審議会を受けての諸対応について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議題(1)「第 5 回審議会を受けての諸対応について」 ご説明いたします。会議録の作成についてですが、事前資料としてお配りした第 5 回の議事要旨をご覧いただきたいと存じます。

記載されているご自分の発言箇所修正箇所がございましたら、本日お帰りの際に修正原稿を事務局にお渡しいただきますようお願いいたします。なお、この議事概要は個人の名前を伏せた形で完成させ、公開の手続をいたします。

会長

修正の必要があると感じられる方は、手を入れられたものを、お帰りの際に事務局にお渡してください。

それでは、議題では(3)になっています「川口市新庁舎建設地選定のための評価の視点(案)について」に対する意見募集について(案)について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

(事務局から説明が行われた。)

会長

只今の説明に関して、ご意見ご質問があれば、ご発言をいただきたいと思います。

委員

一つ確認させていただきたいのですが、意見を提出できる方の条件が 3 頁に 6 点記載されていますが、これに市の職員は該当するのでしょうか。

事務局

市の職員も、この条件に該当する場合は対象になります。

委員

私の考えですが、これまでの審議会でも庁舎は職員のためのものではなく、市民のための庁舎であるとの観点から、審議会の中で各委員の間で議論を行なわれてきました。パブリック・コメントにおいて 4,000 人近い職員の意見・影響力は無視できないものと考えます。市民のための庁舎ということを考えるならば、むしろ職員は市内在住者を含めて、パブリック・コメントの対象から除外すべきではないかと考えますが、如何でしょうか。

会長

問題提起でありますので、こちらは一度議論いたしましょう。事務局の考えはどうですか。

事務局

市の考えとしては、市内に住所が有るか、市内の事業所に勤務しているか、又は、市に納税義務を有しているかに該当すれば、職員であっても資格を有すると考えています。

会長

市の意見はわかりましたので、皆さんどうでしょうか。一般的に市が主催するパブリック・コメントの場合、通常市の職員を対象としているのですか。どのようになっているのでしょうか。

事務局

市民の方にパブリック・コメントを実施する前に、職員のみを対象とした意見の募集を行い職員の意見を把握し、それを踏まえて修正すべき点は修正し、その後にパブリック・コメントを実施したケースはあります。

市の職員を対象外とすることは、職員の家族や職員の代理意見者があった場合の扱い等、職員の意見を判別し、完全に排除することは物理的に困難ではないかと考えています。

副会長

市役所は一義的に市民のためのものという議論がありました。前回の審議会で申し上げ

ましたが、一方で、市が行政のパフォーマンスを上げるため、職員の労務環境を拡充し、行政サービスの向上に資するためにも市役所庁舎は非常に大きな役割を持つものであると考えます。その点では、庁舎に対する意見を持っている市職員も発言権を持つべきであり、対象外とするのはかえって不公平ではないかと思います。

そのため、市庁舎への意見を持つ全ての人を対象にすることは差し支えないのではないかと考えます。

委員

皆様のご意見を参考にするというので、この現状のままいくことで構いません。

会長

今の副会長のご意見はその通りです。もう一点確認しておかなければならないことは、今回は問うのは、「本庁舎敷地及び市民会館敷地」、「SKIP シティ C 街区敷地」の 2 候補地を選定する際の判断軸としての評価の視点に関し、視点がこれで良いかということ、市民に対し意見を諮る場だということです。つまり、2 候補地のうち、どちらかの候補地が良いか、というような人気投票ではないということです。

他に、実施方法等についてご意見はありますか。

委員

1 ページ目にある意見募集にある、「新庁舎に求める機能」や「延床面積」、「敷地の利活用」等についてはパブリック・コメントの対象外と記載されています。今回は、評価の視点についての意見募集と理解していますし、対象外となる意見については、今後基本構想等で検討して参りますとの回答になるのですが、背景や経緯について説明されますと、それなりに意見を言いたいという方もいらっしゃるかと考えます。仮にこれらに対する意見が寄せられた際は、市はこれらの意見をどのように基本構想等に反映させる予定があるのか考え方があれば教えて頂きたいと存じます。

事務局

まずは全ての意見を集約し、類型ごとに分類します。その上で市としての見解をとりまとめ、次回の議論の場の中でこのような意見があったとご報告しますが、今後の予定の基本構想の検討の際には、前回のパブリック・コメントではこういった意見があったということは引き継いでいきたいと存じます。

委員

今回のパブリック・コメントでは、庁舎移転に関する評価の視点の妥当性について市民より意見をもらうということですが、想定される多くの意見の中で、費用に関する意見も

多く寄せられるものと考えます。字数制限もあるため、表現上は致し方ない部分があることは理解していますが、例えば、資料「川口市新庁舎建設地選定のための評価の視点（案）について」に対する意見募集について（案）」の２ページの「趣旨及び目的並びに背景（新庁舎建設地選定についてのこれまでの経緯）」において、予算的な検討の経緯等も踏まえてはどうでしょうか。

会長

コストに関しては評価の視点の６番目に掲載しています。後程、コストに関する議論を行いますので、その際の議題といたしましょう。

委員

承知いたしました。

委員

先程、市役所職員も意見聴取の対象とするとありましたが、やはり庁舎は市民のためにあるべきであり、その市役所の立地に関し職員の声も反映することは不適切ではないかと考えます。市役所は市民全体が最も便利に使えるためのものであるべきであると考えます。職員を対象にすると、市の将来を考えている方もいるかもしれませんが、駅から近い方が良いという意見が増えるように考えます。

会長

それについては先程も申し上げましたが、今回実施するパブリック・コメントは、２候補地の人気投票ではないということです。

確かに職員が入った場合、人気投票ならそちらにシフトすることも予想される可能性がありますね。これは２つを比較する観点が妥当かどうかを問うているのであり、従って市職員の方が情報を持っているという面もあって、然るべき意見を期待できるかもしれないので、先程決着したと思っていますが、特殊な事情がないかぎり、他の職場との関係もありますし、市役所職員のみをあえて対象外とすることは妥当ではないと考えます。それでご了解いただけますか。

委員

はい、わかりました。

委員

候補地については、実は今までの審議会ではどこにも記載がなかったと思いますが、平成６年度の庁内検討会議では８箇所が候補地として上げられていたことと、３箇所が有力

視され、その後立ち消えになって、その後2箇所になったと思いますが、直接はこのパブリック・コメントに関係はありませんが、経緯について、参考までにどこが候補地だったのか、どのような経緯で今の2候補地が候補として残ったのか、半分興味ですが、経緯をお聞きしたい。

事務局

候補地については、当時は、現庁舎及び市民会館敷地、青木町公園、SKIP以前の状態のNHK跡地、サッポロビール工場、新郷の文化放送の送信所、元郷本町地区、用地取得前です。木曽呂地区、用地取得前の赤山城址周辺で検討されましたが、用地取得の困難性や人口重心等の観点から、現庁舎及び市民会館、青木町公園、NHK跡地の3候補地に絞られました。その中でも、青木町公園については都市公園としての代替地取得の難しさや国から補助金が施設に入っていることから、現庁舎については当時も延床面積の確保が難しいという課題があり、一方NHK跡地については、SR開通前ですが、今後の発展可能性もあると考えられましたことから、現在のSKIPシティC街区ではなくNHK跡地全体が有力となったという経緯がありました。当時は、10年程度後に建設を予定していたようです。

委員

ありがとうございます。これまでの対象地決定の経緯に興味があったために質問させていただきました。字数の関係もあるでしょうし、候補地選定の審議の対象ではないので、今回はこれで結構です。

会長

パブリック・コメントの募集資料に詳しい経緯を示すと資料が情報過多となりますので、市民目線に立てば詳細な経緯の掲載はあまり適切ではないと考えます。しかし、候補地が8箇所から2箇所に絞られた理由については、電子データ等で市民が閲覧できるようにすべきだと考えますがどうですか。

事務局

過去の経緯については、ホームページにリンクを貼って調べられるようにできるかは、検討させていただきます。

会長

続いて、(2)の「川口市新庁舎建設地選定のための評価の視点（案）について」説明をお願いします。

事務局

委託先である野村総合研究所に説明いただきます。

事務局

(視点の案について説明を行った。)

委員

何点か、確認したいと思います。事実関係は全て公表するのですよね。

「１）住民の利便性」ですが、「鉄道駅からの近接性は相対的に重要度が低く、自動車によるアクセス性が重要」と書いてありますが、鉄道駅からの近接性の重要度は本当に低いと述べてよいのかを確認したいと思います。全国の自治体の庁舎移転事例を見ますと、鉄道駅からの近接性は非常に重要な要素と扱われています。他市の駅前に戻ったという事例を見ると、本当に重要度が低いと断定して記述して良いのかを、先ず確認したいと思います。

次に「２）防災拠点性」について、大事な観点ですが、地震発生時の建物被害危険度の数値が導出された理由について詳しく説明してほしいと思います。

会長

以上２点について、委員の皆様にご発言いただければと思います。

委員の意見の１点目については、ここまで言い切ってしまうて良いのか、書かない方が良いのではないかという意見だと思いますが、ご発言を頂ければと思います。

副会長

価値判断の部分かもしれませんが、当初の審議会の議論では鉄道駅からの近接性についての観点から議論されていましたが、その後調査したところ、事実として自動車での来庁者が比較的多いことが判明しました。そのため書き方について、自動車によるアクセス性が重要な観点と述べることはデータに基づき良いと思いますが、委員のおっしゃるとおり、必ずしも鉄道駅からの近接性の重要度が低いと言い切るという表現には価値判断が入っているので、書かなくても良いのではないかというのであれば、敢えて重要度が低い点を記述しなくてよいのではないかと考えます。

但し、今後の新庁舎を考えるに当たって、自動車によるアクセスを軽視してはいけないというのは必要な観点だと思います。

委員

「鉄道駅の重要度が低い」と一概に言いきることは難しいのではないのでしょうか。割合

ではそうかもしれませんが、数は少なくとも、鉄道駅などや近隣などからの徒歩による来庁者もいるのですから、誤解が生じるようであれば、市民に誤解を生じさせない為にも「相対的に重要度が低い」という文言は削る方が良いのではないのでしょうか。

会長

削るという意見が出てきましたが、皆さんどうでしょうか。

委員

来庁者の来庁手段の割合は、3つを全てを足し合わせても100%になりませんが、徒歩以下の割合をご教示いただけるのでしょうか。

事務局

第5回の審議会に配布しました調査資料「川口市庁舎整備に伴う周辺商業等影響調査の結果について」の来庁者の8頁になりますが、自家用車 46.3%、自転車 24.8%、徒歩のみ 10.4%、バス 7.9%、電車 5.9%、バイク 2.7%、無回答 0.8%、その他不明 1.2%となっています。

委員

バスを除く理由は何故ですか。バスと徒歩は同じではないですか。来庁手段については、上位3位までではなくその他の手段も記載してはどうでしょうか。

副会長

相対的に比率の高いものを、例示的に3つを挙げただけです。バスを入れてもかまわないと思います。

会長

例示的に上位3つを挙げましたが、バスや鉄道までを含めて掲載するようにしましょう。これはそれで、決着しましょう。

「鉄道駅からの近接性は相対的に重要度が低い」という点はどうでしょうか。

これを強調するとややリードすることになるという意味で、削っても良いかなというのは一つの考えだと思います。

来庁者の来庁手段に関する重要度の点について、個人的な意見を述べますと、市役所は全国的に見ても、必ずしも鉄道駅との関係はあまりないと思います。

市役所の位置が元に戻ったりしているのは、中心市街地を衰退させるということが大きな理由であり、鉄道駅の話ではないのです。

一方、県庁について検討する上では、鉄道駅との近接性は重要なのです。市役所はそう

ではありません。川口は違いますが、鉄道駅がそれほど存在しない市も多くあります。

多くの市役所移転の事例の場合、鉄道駅というよりも中心市街地活性化に係る重要度が高いということです。私は、相対的には鉄道駅の近接性の重要度は低いと考えていますが、今回の鉄道駅への近接性については、「相対的に低い」という表現が、市民に誤解を生じさせる、ミスリードさせる可能性があるというご指摘であれば、その文言を外してもよいでしょう。この表現は削りましょう。いかがでしょうか。

全委員

(異議なし)

委員

委員の2点目の建物被害危険度の根拠は何ですか。

事務局

根拠についてですが、これまでの審議会資料の中で既にお示しして参りましたが、建物被害危険度については、川口市地震ハザードマップ、地震の揺れやすさマップから数字を掲載しておりまして、ハザードマップの中でどういった詳細な計算をしたのか、その妥当性についての検討は行っていません。

委員

委員長が鉄道駅は重要度が相対的に低いという言い方でありましたが、川口という町は駅を中心に発展してきた町であり、私は川口市における鉄道駅からの近接性の重要度は高いと考えておりますので、重要度が低いという表現は避けていただきたいと思います。

また、危険度は防災の点で大事な視点であり、質問させていただいたのです。

建物被害危険度の数値の基となっているハザードマップの数値や浸水時の数値が導出された経緯や数値の妥当性について、市には把握しておいていただきたいと思います。

荒川堤防破堤の浸水時の深さ、災害時の職員の参集状況、周辺の避難所の数、ヘリの離着陸の表現、自由度が高い、工期なども記載しているが、書き込んでいいのかと考えます。

また、庁舎建設に係る工期については、詰めていないし、私はどのようにでも変更できると思っています。それにも関わらず、工期の期間を明示して良いものかと考えます。また、避難所数も本庁舎敷地及び市民会館敷地では11か所、SKIPシティC街区敷地では13か所とありますが、各種数値をここまで詳細に明示して良いものかと考えます。

事務局

庁舎建設にかかる工期については、市で標準的な同じ視点で算出方法により算出して

るため、相対的な判断はできると考えています。また、職員の避難所への参集状況については、現在の住所を基に算出した結果であり、将来転居の場合などには変更となる可能性もあるため若干流動性のある数値と考えています。

委員

防災マップについては、市民に配布もしていますので、正確なものだと思っています。掲載されている数値については、これまでの詳細な検討を基に導出された事実であります。その数値は正確に市民に公開すべきではないかと考えています。現実のものを公表することが、市民に対し正直な問いかけだとこのように考えます。

会長

資料に掲載している数値はこれまでの資料でも既に公開されているものです。その中で、特に「評価の視点ポイント」に関連する重要な数値を抽出したものであり、客観的には出ています。恣意的に公表しないということは市民に対し情報を制限することになるので、むしろきちっと公開するべきだと考えます。

副会長

会長と同意見ですが、数値の算定方法によって多少の相違はあるものの、一定の根拠に基づいた信頼性が確保されている数値については、公開するべきだと考えます。

委員

「２）防災拠点性」のうち、建物被害危険度については、6.0%と 2.0%の違いについて、数値を見た人が、一般的に認識できるのか思ったので質問させていただきました。

「３）周辺環境への影響」については、本審議会開催中に実施した既往の調査によれば庁舎が移転した場合には、約 7 億円の減収と発表されていましたが、この数字は無視できない程大きな数字ではないか、大変な影響だと思います。また、周辺地域へのアンケートにおいて、駅前の百貨店からの回答だと思いますが、甚大な影響が予想されるという意見が述べられています。川口駅周辺の市の顔ですので、商店街の崩壊に繋がりがかねないという思いで申し上げます。一部に経済的な影響が及ぶというような表現では済まないのではないのでしょうか。

会長

一部という柔らかな表現ではなく、甚大な影響というニュアンスが必要だという意見だと思います。周辺地域への商業等の影響については、前回の審議会においても議論を行った内容ですが、前回の議論で約 7 億円という金額は、限定的な数字と示されています。

議員

この表現で良いと思います。

委員

影響額の問題はこれまで議論を重ねてきたものであり、正確であり、この段階にきて資料から外すものではない、正確なものは全て公表することが市民のためになるものと考えます。

また、審議会の役割は何かを考えるべきであり、どのようにしたら市が将来発展していくかを基本にすべきであり、百貨店を追いかけていたら川口の発展はないと思います。

今回の庁舎建設地検討は今後 2～30 年に渡る波及効果や、川口市の発展を望んで決定すべきものであり、その判断材料になる数値は極力公開すべきだろうと思います。

私は、現庁舎での建替えはメリットはないと思います。災害時に混乱を考えると安心できるのはスキップだと思います

会長

意見を申し上げると、基本的に煩雑にならない範囲で全部公表することが基本方針だと思います。一部にという表現では確かに限定的という印象を持たせかねないため、このように変更したらどうでしょうか。「相当な影響が及ぶ」という表現に変えてはいかがでしょうか。

全委員

(異議なし)

委員

「2）防災拠点性」の関係で、本庁舎敷地及び市民会館敷地に建設した場合、ヘリコプターは工夫次第で離着陸ができるとも読み取れますが、実態はどうなのでしょう、確認させてください。間違いなく造れるのかを確認したいのです。

副会長

現庁舎のままではヘリコプターの離着陸は難しいのですが、建て替えて高層になった場合には、屋上を使うなど工夫をすることで不可能ではなくなるという意味です。現在の文言で問題はないと思います。

委員

「川口市新庁舎建設地選定のための評価の視点（案）について」に対する意見募集について、の資料も市民に公開されるという前提で質問しますが、庁舎建設の必要性の経緯として建設費の具体的な数値を加えていただきたいと思います。耐震補強の場合に仮庁舎含

め約 93 億円、同規模での建替えは約 95 億円のため、建替えという方針となったということですので、数字を入れていただきたいというのが要望です。

事務局

本庁舎建替えにいたる経緯につきましては、第 1 回審議会資料の 4 頁に記載してございます。審議会の各回の資料については、リンクを貼り閲覧できるようにして参りますが、パブリック・コメントの説明文中についても、加筆することを含め対応して参りたいと存じます。

委員

「5）庁舎建設計画との整合性」について、「市役所機能の継続と建替え工事が同時並行で行われるため、職員・来庁者を含めた特段の安全対策が必要となる」、更に「両敷地の庁舎を結ぶ様々な工夫をする必要がある」などの表現となっています。おそらく、ある程度の設計をイメージしてこういう表現になっていると思いますが、私の考えでは、計画のありようによっては、安全性、工程工期やコスト、仮設庁舎等含めどのようにも変わるものであると思っています。そのため、本庁舎敷地及び市民会館敷地と SKIP シティ C 街区敷地の 2 候補地について、それぞれベストな取り組みを行った場合に想定されるコストや工期を比較すべきではないでしょうか。それぞれのベストな案を述べていただきたいというものです。

会長

案では困難性を比較する書き方になっています。委員の発言は、最大限努力し工夫すればできるであろう条件の良いものを書き比べてほしいという主旨だと思いますが、どうでしょうか。

副会長

今回のパブリック・コメントは今まで審議会で審議してきた評価の視点を市民に公開し、それについて市民から広く意見を集めることが目的であり、「本庁舎敷地及び市民会館敷地」と「SKIP シティ C 街区敷地」の新庁舎候補地としてのどちらが良いかの比較を目的としたものではありません。

審議会で議論のなかったことを載せるのは問題だと思いますが、論点に関しては審議会で議論してきたものを取りまとめたもので、ベストなものを新たに事務局に求めるものは間違いだと思います。

最適な取り組みを行った場合に想定される事項については、これまでの審議会で一度も議論された内容ではありませんし、それをパブリック・コメントとして扱うことは適切ではないと考えます。あくまで今までの議論の結果を、評価の視点について市民に問うこと

と理解していただきたいと思います。

委員

パブリック・コメントの主旨はあくまで 2 候補地を選定するための判断軸、視点の妥当性を市民に諮るもの、ということは理解していますが、市民にとっても、これらの情報は 2 候補地を選定する際の判断材料にもなることは容易に想像できます。私は、これまでの審議会で庁舎建設に係る工期や費用は、設計次第でどのようにでも変更できるものと再三述べてきましたが、それが全く資料に一切反映されていないだけです。

庁舎建設に係る工期や費用はどのようにでも変更できるのですから、2 候補地を選定する際の判断材料にはならないと考えています。そのため、工期や費用は単純に数値を載せる現状のような表現方法でよいのか、市民として正しい判断ができるのかと、判断材料にならないのではないかと考えています。

会長

委員のご意見は承知していますが、他の委員から必ずしも支持があった訳でもありません。

これまで事務局では、2 候補地について同等の標準的な条件において概略でコスト試算を行い、導出した数値だということを認識すべきです。委員のおっしゃるとおり、ぎりぎりの条件で試算すれば変わる可能性はあると思いますし、それは両方とも変更されますし、現状でも相対的比較にはなっていると思います。それを公表することに問題はないと考えます。パブリック・コメントで、同様のご意見があるかもしれません。どんどん出していただければと考えます。

委員

一般の方にとって、評価の視点についての事実関係は大事だと思います。

今回のパブリック・コメントは、単純にどちらの候補地がよいか、を問う場ではなく、客観的な事実としてこれらの数値を公開し、市民の意見を問うという取り組みであるため、今回の資料の記載のままで良い、一切直す必要はないと考えます。

委員

3 頁の「その他の共通事項」について、「新庁舎建設に必要な延床面積」についてもこれまで審議会において、市役所機能次第で変動する可能性がある等の議論がなされてきた経緯があります。そのため、「その他の共通事項」の一行目に、基本構想での検討事項として「市役所機能のあり方」、「建設コスト」に加えて、「必要な延床面積」の文言も追記してはいかがでしょうか。

事務局

延床面積についても、追記させていただきます。

会長

修正点を確認させていただきます。

●「１）住民の利便性」について

- 「鉄道駅からの近接性は相対的に重要度が低く・・・」という文言は削除します。
- 「バス」と「鉄道利用者」の割合を追記します。

●「２）防災拠点性」について

- 建物被害危険度及び荒川堤防の破堤時の浸水時の深さに関しては、どこが作成したマップなのかの出典を記載し、数値の妥当性も確認します。

●「３）周辺環境への影響」について

- 「本庁舎周辺商業等『の一部』に経済的な影響が及ぶ」の表現を、「本庁舎周辺商業等『に相当な』経済的な影響が生じる」旨に変更します。

●その他の共通事項について

- 「延床面積」についても、今後の検討対象である旨を追記します。

以上の変更をお願いしたい。また、最終的な確認は、私の責任で行うことをご理解いただきたいと存じます。

全委員

（異議なし）

会長

それでは、その他の事項として、特別委員会にて行われた視察の報告をお願いします。

委員

４月９日からの３日間における特別委員会において、庁舎建設にかかる先進都市の取り組みを視察し、近年建て替えられている又はこれから建て替えを行う都市を選定し、滋賀県長浜市、愛知県小牧市、犬山市を視察しましたので、概要を報告いたします。

長浜市については、市民に親しみやすい、環境に優しい、別館を活用する、災害に強く、市のシンボルとなる庁舎を建設しました。長浜市は市民によるワークショップを開催し、市民から広くアンケートを実施した上、現市役所と同じ場所に建て替えがなされました。

小牧市は、議会で移転すべきという意見が出、市長もそれに従い、名鉄小牧駅西側への移転となりましたが、様々な意見を集めた後、結果、現市役所と同じ場所に建設されることとなりました。特色は、災害に強く、環境に優しく、市民に親しみやすいということがありました。

犬山市については、基本計画段階で現庁舎より南へ 2km 離れた場所へ移転されることとなっていたが、議会での反対や予算の問題があり、現庁舎と同じ場所に建設されることとなりました。窓口部門がエントランスのある一階に集約でき、また災害対策として 3 日分以上の水、7 日分以上の排水貯水槽、72 時間分の電気を蓄え、更にユニバーサルデザインへの配慮、環境対策も行なうといった特色がありました。

会長

それでは、今後のスケジュール等について事務局よりお願いします。

事務局

7 月 2 日にパブリック・コメントの受付を締め切り、その後 2 週間程度で中間報告として会長・副会長に報告させていただきます。

会長

今回の審議会については、1 点目としてパブリック・コメントの集約結果とそれに対する市の見解が資料として提出されますので、ご審議を頂き、2 点目として議論も重ねられてきましたので、答申のとりまとめへ向け、会長・副会長の答申の試案、私案になるかもしれませんが、次回提出したいと考えています。

事務局

今回の第 7 回審議会は、7 月 23 日（火）14 時より、朝日環境センター・リサイクルプラザ棟の 4 階の研修室にて開催いたします。

連合町会長に変更が生じた場合には、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

委員

連合町会長が交代する予定ですが、次回以降の審議会へは誰が参加すべきかをうかがいたしたいと思います。

事務局

条例には、市内の民間団体から選出された者とされているため、必ずしも連合町会長が参加する必要はありません。現町会長と次期町会長の間で話し合った上で参加者を決めていただきたいと思います。

会長

町会長変更に伴う次期町会長への審議会の連絡・調整等は事務局が行うようお願いします。

以上